

新規制基準に係る第 1 回設工認申請に関する今後の説明について

1. はじめに

令和 3 年 2 月 26 日に、使用済燃料備蓄センターの新規制基準に係る設工認変更認可申請を行った。申請後の審査会合やヒアリングにおいては、既認可からの変更点、事業変更許可との整合性、技術基準への適合性について説明を開始しているが、これまでにご指摘いただいた項目も含め、提出書類及び説明の品質向上を図るとともに、説明資料の構成やスケジュールも含め、効率的に説明できるよう対応することとしている。

本資料は、設工認変更認可申請に係る指摘を踏まえた今後の対応と今後のヒアリングにおける補足説明の基本的な進め方及び説明スケジュール案についてまとめたものである。

2. 審査会合やヒアリングにおけるコメントを踏まえた今後の対応

申請後における審査会合やヒアリングにおいて、変更認可申請時期の遅延や申請書における対象設備の抽出漏れ、審査の進め方における要求事項への対応不備、申請書の誤記等の指摘を受けている。

これらの状況を踏まえ、今後は、スケジュール管理の徹底としては、説明資料作成等の進捗をミーティングにて毎日確認すること、提出書類については、定期的な社内の確認会議にて記載内容の事前確認を行うことにより品質向上を図ることとする。

3. 補足説明資料の基本的考え方

第 1 回目の設工認変更認可申請書は、基本設計方針等の共通事項及び申請対象設備（電気設備）の本文、添付書類であり、申請書に対する補足説明事項は以下の通りと考えている。

- ・設工認対象設備の網羅的な抽出及び要目表等申請書への記載については、その考え方や具体的な手順等について説明する。
- ・耐震性については、第 1 回申請対象の電気設備が耐震 C クラスであることから、基本的な安全機能への波及的影響評価方針とする。
- ・自然現象による外部衝撃については、第 1 回申請対象の電気設備が関係する竜巻に対する電源車の固縛装置に関する説明とする。
- ・火災及び爆発の防止については、火災防護の設計方針に関する説明とする。
- ・安全機能の健全性維持については、施設管理の実施内容及び一般産業用工業品の更新・

交換等の基本方針についての説明とする。

- ・設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについては、設工認申請書が品管規則の改正を踏まえていること、及び保安規定施行に伴う品質保証規程（改訂25）に整合している旨の説明とする。
- ・申請対象の電気設備については、申請書対象設備の構造や運用に関する項目についての説明とする。
- ・その他の項目については、原則、資料確認、コメント対応とさせていただき、必要に応じてヒアリングにて説明する。

4. 基本的な進め方

- ・設工認申請書に対する補足説明資料として説明する項目を先行事業者の実績等をもとに抽出し、整理した。
- ・補足説明に対するや質問事項、コメントについては、準備ができたものから順次回答する。
- ・ヒアリングでの質問事項、コメントについては、パンチリストで管理することとする。

5. スケジュール関係

- ・添付1に第1回設工認申請に関する補足説明資料提出及び説明スケジュール管理表を示す。
- ・補足説明資料は、ヒアリング予定日の1週間前に提出することとし、1週間に1回でヒアリングにて説明できるよう調整する。

以 上

